第2回定時株主総会招集ご通知

開催日時

平成30年8月9日(木曜日)午前10時(受付開始午前9時)

開催場所

札幌市中央区南十条西三丁目1番1号 札幌パークホテル 3階「パークホール」

目次

第2回定時株主	三総会招集ご通知 1
事業報告	3
連結計算書類	18
計算書類	21
監査報告書 …	24
株主総会参考書	類28
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役8名選任の件
	ストック・オプションとして 新株予約権を発行する件

株主総会会場ご案内図

株 主 各 位

札幌市北区太平三条一丁目2番18号 サツドラホールディングス株式会社 代表取締役社長 富 山 浩 樹

第2回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第2回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年8月8日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成30年8月9日 (木曜日) 午前10時 (受付開始時刻は午前9時を予定しております。開会間際は大変混雑いたしますので、お早めにお越しください。)
- 2. 場 所 札幌市中央区南十条西三丁目1番1号 札幌パークホテル 3階 「パークホール」 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
- 3. 目的事項

報告事項 1.第2期(平成29年5月16日から平成30年5月15日まで)

事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2.第2期(平成29年5月16日から平成30年5月15日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役8名選任の件

第4号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、省資源のため、本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。

2. 本招集ご通知に際しまして提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttps://satudora-hd.co.jp/ir/)に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面に記載のもののほか、上記のインターネット上の当社のウェブサイトに掲載された事項も含まれております。

- 3. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttps://satudora-hd.co.jp/ir/)に掲載させていただきます。
- 4. 議決権を代理で行使される場合は、代理人ご自身名義の議決権行使書用紙とともに、当社 定款第17条の定めにより委任状等の代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください (代理人の資格は、定款の定めにより本総会の議決権を有する他の株主1名さまに限らせて いただきます)。
- 5. 本株主総会終了後、同会場におきまして事業説明会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申しあげます。

(提供書面)

事業報告

(平成29年 5 月16日から) (平成30年 5 月15日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国新政権の動向懸念や地政学リスクの発生などはあるものの、政府及び日本銀行による各種政策の効果などにより全体として緩やかな回復 基調で推移いたしました。

ドラッグストア業界におきましては、小売業全体での業種・業態を超えた激しい競争や企業の生き残りをかけた統合・再編の動きが活発化しており、依然として厳しい状況が続いておりますが、訪日外国人が増加するなど明るい話題もありました。

このような状況のもと、当社グループでは「健康で明るい社会の実現に貢献する」を経営理念に掲げ、その実現に向け中期経営計画を策定し、「成長戦略」として①強固なリージョナル・チェーンストアづくり、②リージョナル・プラットフォームづくり、③アジアン・グローバルへの発信に取り組むほか、昨今のテクノロジーの目覚しい進化を背景に、先進のテクノロジーを経営に取り込むことで生産性の向上や新たなサービスの創出など、積極的なテクノロジーの活用を目指しております。

<中期経営計画の推進>

① 強固なリージョナル・チェーンストアづくり

(積極出店戦略)

積極出店戦略によるドミナント化の深耕と店舗標準化による効率性の追求を目指し、ドラッグストア13店舗を新たに出店する一方、経営効率化の観点からドラッグストア3店舗、調剤薬局1店舗を閉店し、平成30年5月15日現在、道内にドラッグストア169店舗、調剤薬局9店舗を運営しております。また、今後のさらなる新規出店に備えるため、昨年度より新物流センターを稼動させ物流効率の向上を図る一方、新卒者を中心に積極的な人員確保に努めております。

(差別化戦略)

「サツドラ」ブランドを強く確立するため、昨年度、当社グループのストアブランドを「サッポロドラッグストアー」から愛称の「サツドラ」へ変更するとともに、ロゴマークも刷新いたしました。新ブランドでの新規出店と既存店の看板改修等(順次実施)に加え、認知度向上を図るため、各メディアや媒体、キャンペーン等を積極的に活用しながら新ブランドのアピールを強化しております。

(低価格戦略)

お客さまに毎日安心してお買い物をしていただくため、「サツドラマンスリー」(販促冊子)の月間特売商品に加え、数ヶ月間に渡って特売商品を展開する「サツ安超プライス」を昨年度より導入し、アイテム数の拡大を図りながら継続的に実施しており、お客さまから大変ご好評をいただいております。

今後とも熾烈な低価格競争が繰りひろげられるなか、商品政策の見直し等による売 上総利益率の改善に向けた取組みを積極的に推進いたします。

② リージョナル・プラットフォームづくり

(差別化戦略)

地域密着のマーケティングによる差別化を目指し、そのプラットフォーム拡充に向けた積極的な営業を展開し、北海道共通ポイントカード「EZOCA」に道内でホームセンターやスーパーマーケットをチェーン展開する大手提携先が、また、

「WeChatPay」に道内で大型リゾート施設を複数運営する大手提携先がそれぞれ新たに加わりました。

これらの結果、平成29年9月に「EZOCA」会員数は150万人を超え、道内の世帯カバー率も50%を超えております。

③ アジアン・グローバルへの発信

北海道ブランドと「サツドラ」ブランドとを発信し、インバウンド需要とアウトバウンド需要とを積極的に取り込むため、インバウンドフォーマットを新たに2店舗出店し、平成30年5月15日現在、道内外に22店舗を運営するほか、平成29年8月に、台湾での今後の業況拡大を見据え「台湾札幌薬粧有限公司」を設立し、台湾で2店舗を運営しております。

また、北海道の魅力、北海道ブランドを国内外に発信するため、新規事業として「北海道くらし百貨店」事業を立上げ、新規出店2店舗と通信販売(EC)サイトを運営しております。

なお、平成29年9月に、当社グループがこれまでに培ったノウハウや人脈を活かすべく、インバウンド専門のマーケティング会社「VISIT MARKETING株式会社」を設立しております。

< I Tの活用>

また、平成29年10月に、「Satudora Innovation Initiative(SII)」を発足して、当社グループの持つデータ、ノウハウ、リソースをオープン化し、その活用を望む様々な企業等と共に、テクノロジーの活用によって地域の社会課題の解決のためのイノベーション創出に取り組んでおります。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は784億82百万円、営業利益は7億68百万円、経常利益は7億74百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1億49百万円となりました。

なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資等の主なものは新規出店19店舗の出店費用等であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度において長期借入金として、48億円の資金調達を行っております。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

	X	分	第 1 期 平成29年5月期	第 2 期 平成30年5月期 (当連結会計年度)
売	上	高	87,844	78,482
経	常	利益	1,333	774
親会社	株主に帰属す	る当期純利益	708	149
1株	当たり当	期純利益	154円26銭	32円58銭
総	資	産	30,331	33,008
純	資	産	8,398	8,391
1 株	当たり絹	吨資産額	1,821円54銭	1,819円02銭

- (注) 1. 当社は、第1期において単独株式移転により完全子会社となった株式会社サッポロドラッグストアーの連結計算書類を引き継いで作成し、そのため当社は9ヶ月間、連結子会社は15ヶ月間の会計期間になっております。
 - 2. 上記金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

	区	分		第 1 期 平成29年5月期	第 2 期 平成30年5月期 (当事業年度)
売	上		高	732	388
経	常	利	益	530	38
当	期純	利	益	518	22
1 杉	株当たり≧	当期純素	利益	109円33銭	4円65銭
総	資		産	8,993	8,855
純	資		産	8,935	8,791
1 🕏	集当たり	純資產	主額	1,884円24銭	1,853円87銭

- (注) 1. 当社は、第1期において株式移転により平成29年8月16日に設立したため会計期間は9ヶ月となっております。
 - 2. 上記金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社サッポロドラッグストアー	100百万円	100.0%	ドラッグストア及び保険調剤薬局等による医薬品、化粧品、日用品、食品等の販売業務
Creare株式会社	10百万円	100.0% (100.0%)	物品の輸出入、製造、卸売、販売業務
株式会社リージョナルマーケティング	141百万円	80.0%	ポイントカード事業、決済サービス事業 におけるマーケティング業務
A I TOKYO LAB株式会社	8百万円	51.6%	Alソリューション、Alコンサルティング の開発、販売業務
GRIT WORKS株式会社	10百万円	66.0%	POSシステム等の開発、販売、リース業務
VISIT MARKETING株式会社	8百万円	100.0%	インバウンド関連企業への各種仲介及び インバウンドマーケティング業務
台湾札幌薬粧有限公司	20百万 新台湾ドル	100.0% (100.0%)	ドラッグストアによる医薬品、化粧品等 の販売業務

- (注) 1. 当社の出資比率欄の() 内の数字は、間接所有割合を内数で示しております。
 - 2. 上記金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 3. AI TOKYO LAB株式会社は平成29年7月3日に株式取得により当社の子会社となりました。
 - 4. GRIT WORKS株式会社は平成29年5月26日に設立しております。
 - 5. VISIT MARKETING株式会社は平成29年9月19日に設立しております。
 - 6. 台湾札幌薬粧有限公司は平成29年8月9日に設立しております。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社サッポロドラッグストアー	札幌市北区太平三条一丁 目2番18号	8,401百万円	8,855百万円

(6) 対処すべき課題

当社グループの属するドラッグストア業界では、高齢化社会の進展とセルフメディケーションの浸透等にともなう健康・美容へのニーズの高まり、医薬品販売等の規制緩和、お客さまの生活防衛意識の高まりなどを受け、業種・業態を超えた激しい競争が繰りひろげられるほか、大企業による中小企業の買収も活性化するなど、その経営環境は激しさを増しております。

このような経営環境のもと、当社グループは、<中期経営計画の推進><コンプライアンス経営の徹底>を積極的に取り組んでまいります。なお、従来より取り組んでまいりました< ITの活用>につきましては、平成31年5月期より中期経営計画の成長戦略に「デジタルトランスフォーメーションの推進」として追加しております。

<中期経営計画の推進>

平成29年5月期から平成33年5月期までの中期経営計画を策定し、そのテーマに「北海道の深掘りと次の成長への基盤づくり」を掲げ、以下の6つの重点取組みを積極的に推進してまいります。

(成長戦略)

- ①強固なリージョナル・チェーンストアづくり
 - 積極出店戦略によるドミナント化の深耕と店舗標準化による効率性の追求により、収益構造の抜本的な改善を図ります。また、「サツドラ」ブランドを強く確立することで、小売業全体の中での差別化を推進してまいります。
- ②リージョナル・プラットフォームづくり

北海道のヒトや企業との結びつきを地域マーケティングのプラットフォームと位置づけ、地域の経済インフラとして整備・拡充することで、全国企業にはできない地域密着のマーケティングによる差別化を図ってまいります。

③アジアン・グローバルへの発信

今後も人□増加の見込まれるアジアに向け、北海道ブランドと「サツドラ」ブランドとを発信し、インバウンド向け店舗と越境 E C取引などにより、インバウンド需要とアウトバウンド需要を積極的に取り込んでまいります。

④デジタルトランスフォーメーションの推進

昨今、AIやIoT、FinTech、Blockchainなどのテクノロジーの目覚しい進化を背景に、その活用領域はバーチャルからリアルへ急速に拡大しております。こうした中、当社グループでは、これら先進のテクノロジーを経営に取り込むことで、生産性の向上に加え、新たなサービスを創出するなど、地域のお客さまへ「より便利な生活」を提供するため、積極的なテクノロジーの活用を推進してまいります。

(組織戦略)

⑤活躍しつづける人材育成

当社グループの成長を長期間に亘って支える人材を確保するため、配置転換計画などを含めた個人の成長機会を積極的に拡充するとともに、その成長を公正に評価するための人事評価制度を整備してまいります。

⑥多様性のある組織づくり

今後の経営環境の変化に対応するため、人種・性別・生活スタイルなどの異なる多様なヒトが参加し続けられる組織づくりと、当社グループの成長に合わせた役職員の処遇 改善を図ってまいります。

<コンプライアンス経営の徹底>

社会的に企業内での不祥事が明らかとなり、大幅な企業価値の毀損を招く事態も増えております。こうした中、当社グループは、コンプライアンス経営の徹底を重視し、内部統制システムの整備に努めることで、社会から信頼される企業としてコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

(7) 主要な事業内容(平成30年5月15日現在)

当社は、グループ会社の経営管理及びそれに附帯又は関連する業務を行っております。 なお、当社グループは、当社、連結子会社7社で構成され、主に医薬品、化粧品、日用雑 貨、食品などを販売する事業等を行っております。

(8) 主要な営業所及び店舗 (平成30年5月15日現在)

① 当 社

本 店 札幌市北区太平三条一丁目2番18号

② 子 会 社

株式会社サッポロドラッグストアー

本 占

札幌市北区太平三条一丁目2番18号

店舗

202店舗

店舗の分布状況(市町村名及び店舗数)は次のとおりであります。

ī	市町	村	名		店舗数		市	HJ	村	名		店舗数	市町村名店舗数	汝
札		幌		市	68	北	海	道	紋	別	市	1	北海道斜里郡斜里町	1
北	海 道	涿	館	市	16	北	海	道	士	別	귀	1	北海道紋別郡遠軽町	1
	海道		Ш	市	10	北	海	道	砂	Ш	斗	1	北海道沙流郡日高町	1
北	海道		広	市	5	北	海	道	深	Ш	귀	1	北海道浦河郡浦河町	1
北淮	更道	苫 小	牧	市	5	北	海	道	官良	野	市	1	北海道日高郡新ひだか町	1
北	海道	千	歳	市	5	北	海	道	伊	達	市	1	北海道上川郡清水町	1
北	海道	小八	樽	市	4	北	海道	檀檜L	山郡	江 差		2	北海道河西郡芽室町	1
北	海 道	釧	路	市	4	北	海道	観り	き郡	美帳	門	2	北海道中川郡幕別町	1
北	海 道	北	見	市	4	北	海道	虻田	郡洞	1爺沽	囲	2	北海道中川郡池田町	1
北	海道	恵	庭	市	4	北	海道	河原	東郡	音更	町	2	北海道足寄郡足寄町	1
北	海道	室	蘭	市	3	北	海道	虻田	郡俱	知安	引	2	北海道釧路郡釧路町	1
北	海道	稚	内	市	3	北	海道	岩石	り 郡	岩内] E T	2	北海道厚岸郡厚岸町	1
北	海道	江	別	市	3	北	海道	石犭	守郡	当別	J⊞Ţ	1	北海道川上郡標茶町	1
北	海道	登	別	市	3	北	海道	亀 E	日郡	七飯	ī 町	1	北海道川上郡弟子屈町	1
北淮	9 道	北広	島	市	3	北	海道	直茅	部表	郭 森		1	北海道白糠郡白糠町	1
北	海道	留	萌	市	2	北	海道		毎郡	八雲	門	1	北海道標津郡中標津町	1
北	海道	根	室	市	2	北	海道	久遠	郡せ	たた	間	1	北海道河西郡中札内村	1
北	海道	滝]	市	2	北	海道	虻田	郡二	セニ] #]	1	東京都台東区	1
北	海道	北	斗	市	2	北	海道	余	 市郡	余市	ī 町	1	福岡県福岡市	1
北淮	9 道	岩見	,沢	市	1	北	海道	夕引	長郡	栗山	j 町	1	沖縄県那覇市	2
北	海道		走	市	1	北	海道	枝幸	郡浜	頓別	IJ⊞Ţ	1	沖縄県豊見城市	1
北	海道	美	唄	市	1	北	海道	利月	元郡	利厉	i ⊞j	1	沖縄県中頭郡北谷町	1

Creare株式会社

本 店 札幌市北区太平三条一丁目2番18号

株式会社リージョナルマーケティング

本 店 札幌市北区太平三条一丁目2番18号事業所 札幌市東区北八条東四丁目19番地24

A I TOKYO LAB株式会社

本 店 東京都千代田区九段北一丁目12番4号

GRIT WORKS株式会社

本 店 札幌市北区太平三条一丁目2番18号 事業所 東京都千代田区九段北一丁目12番4号

VISIT MARKETING株式会社

本 店 札幌市中央区南三条西五丁目14番地

台湾札幌薬粧有限公司

本 店 中華民国台北市中山區松江路206號

店舗 2店舗(台北市、台中市)

(9) 従業員の状況(平成30年5月15日現在)

企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,012名 (1,611名)	228名増 (81名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は年間の平均人員を())内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況(平成30年5月15日現在)

	借			入			先		借	入	額
											百万円
株	式	会	社	北	海	道	銀	行			2,965
株	式	会	社	-	北	洋	銀	行			2,053
株	式	会	社	み	ず	ほ	銀	行			1,173
株	式	会	社	3	青	森	銀	行			877
株	式 会	社	商	匚 組	合	中	央 金	庫			876

⁽注) 上記金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(11) その他企業集団の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況 (平成30年5月15日現在)

① 発行可能株式総数

18,968,000株

② 発行済株式の総数

4,742,000株 (うち自己株式38株)

③ 株主数

6,236名

④ 大株主(上位10名)

株	主	名	持	株	数	持	株 比	率
					株			%
株式会社ト	ミーコーポレ	ノーション	′	1,368,10	0		28.8	5
ピーピーエイチ フイデリテイ ピューリタ	ソン フイデリテイ シリーズ イントリンジ	/ツク オポチユニテイズ フアン	*	381,10	0		8.0	3
株式会	社 北 海	道 銀 行	Ī	189,60	0		3.9	9
株 式 会	社 北 洋	单 銀 行	Ī	180,00	0		3.7	9
株式会社サッ	ポロドラッ	グストアー	-	147,39	8		3.1	0
富山	睦	浩	5	117,00	0		2.4	6
富山	浩	桔	d	117,00	0		2.4	6
S D S	従 業 員	持 株 分	È	82,40	0		1.7	3
株式会社	P A L	T A C		60,00	0		1.2	6
日本トラスティ・+	ナービス信託銀行機	式会社(信託口)	53,20	0		1.1	2

- (注) 1. 株式会社サッポロドラッグストアーが所有する株式については、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条の規定により議決権を有しておりません。
 - 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数(4,741,962株)を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成30年5月15日現在)

会	社に	おけ	る地	位	Е	E	ź	3	担当及び重要な兼職の状況
代	表 取	締	役 会	長	富	Ш	睦	浩	株式会社サッポロドラッグストアー代表取締役会長 株式会社トミーコーポレーション代表取締役社長 V I S I T MARKETING株式会社代表取締役会
代	表 取	締	役 社	長	富	Ш	浩	樹	長 株式会社サッポロドラッグストアー代表取締役社長 株式会社リージョナルマーケティング代表取締役社長 Creare株式会社取締役 株式会社エゾデン取締役副社長
取	締ん	少 副	丨社	長	富	Ш	光	惠	GRIT WORKS株式会社代表取締役会長 AI TOKYO LAB株式会社代表取締役会長 株式会社サッポロドラッグストアー取締役副社長
常	務	取	締	役	高	野	徹	朗	コンプライアンス部ゼネラルマネジャー 株式会社サッポロドラッグストアー常務取締役管理本部 長兼コンプライアンス部ゼネラルマネジャー Creare株式会社監査役 AI TOKYO LAB株式会社取締役 VISIT MARKETING株式会社監査役
常	務	取	締	役	大	和	谷	悟	株式会社サッポロドラッグストアー常務取締役開発本部 長兼店舗開発部ゼネラルマネジャー VISIT MARKETING株式会社取締役
常	務	取	締	役	高	\blacksquare		裕	株式会社サッポロドラッグストアー常務取締役営業本部 長
取		締		役	遠	藤	良	治	○ Creare株式会社取締役 台湾札幌薬粧有限公司董事 株式会社サガミチェーン社外取締役
"				1又 役	. —		K	-	休式云柱サガミデエーン社外収神仅
取	#+⊥	締	*		関	根	W.	純	
常	勤	監	査	役		村	輝	志	株式会社サッポロドラッグストアー監査役 株式会社リージョナルマーケティング監査役
監		査		役	Ш	本	明	彦	山本コンサルティングオフィス代表 JIG-SAW株式会社社外取締役(監査等委員) GRIT WORKS株式会社監査役 AI TOKYO LAB株式会社監査役
監		査		役	Ш	上	和	夫	川上和夫税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役関根純氏は、平成29年8月9日開催の第1回定時株主総会において新たに就任いたしました。
 - 2. 取締役辻正一氏は、平成29年8月9日をもって任期満了により退任いたしました。
 - 3. 取締役遠藤良治氏及び同関根純氏は、社外取締役であります。
 - 4. 取締役遠藤良治氏及び同関根純氏は、企業経営における長年の経験と経済などに関する幅広い見識を有しております。
 - 5. 取締役遠藤良治氏及び同関根純氏は、東京証券取引所及び札幌証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。

- 6. 監査役山本明彦氏及び同川上和夫氏は、社外監査役であります。
- 7. 監査役山本明彦氏は、コンサルティング業における経営者として企業経営に対する十分な見識を有しております。また、監査役川上和夫氏は、税理士の資格を有しており、税務上の専門的観点、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 8. 監査役山本明彦氏及び同川上和夫氏は、東京証券取引所及び札幌証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
- 9. 当社は取締役遠藤良治氏及び同関根純氏、常勤監査役田村輝志氏、監査役山本明彦氏並びに同川上和夫氏との間において、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令が定める額を責任の限度額として限定する旨の責任限定契約を締結しております。
- 10. 平成30年5月16日付にて、下記のとおり、一部の取締役の担当が変更となっております。

地 位	氏 名	担当
常務取締役	高 野 徹 朗	グループ法務部ゼネラルマネジャー

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	員	数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)		9名 (3名)	75百万円 (10百万円)
監 査 役		3名	11百万円
(うち社外監査役)		(2名)	(3百万円)
合 計		12名	86百万円
(うち社外役員)		(5名)	(13百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額は、平成29年8月9日開催の第1回定時株主総会において年総額200百万円以内(うち、社外取締役30百万円以内)と決議いただいております。
 - 2. 監査役の報酬等の額は、平成29年8月9日開催の第1回定時株主総会において年総額30百万円以内と決議いただいております。
 - 3. 上記金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 4. 上記の他、社外役員が当社子会社等から受けた役員としての報酬額は110万円です。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外監査役の山本明彦氏は、山本コンサルティングオフィス代表であります。当社と 同オフィスとの間には特別な関係はありません。

社外監査役の川上和夫氏は、川上和夫税理士事務所所長であります。当社と同所との間には特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役の遠藤良治氏は、株式会社サガミチェーンの社外取締役であります。当社 と同社との間には特別な関係はありません。

社外監査役の山本明彦氏は、JIG-SAW株式会社の社外取締役(監査等委員)であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	活	動	状	況
取締役	遠藤良治	他社における企業	経営者としての豊 意思決定の妥当性	富な経験による	出席いたしました。 見識に基づき、取締 的な立場により適宜
取締役	関根純	うち14回に出席い 経験による見識に	いたしました。他社	における企業経 において経営意	きの取締役会14回の 営者としての豊富な 思決定の妥当性に関 ります。
監 査 役	山本明彦	ち16回に出席いた の経験による見識 当性・適正性を確保	しました。他社に に基づき、取締役	おける社外監査 会において取締行 行っております。	監査役会16回のう役の実績とこれまで役会の意思決定の妥。また、監査役会に
監査役	川上和夫	ち16回に出席いた において取締役会	しました。税理士 の意思決定の妥当	としての専門的! 性・適正性を確保	監査役会16回のう 見地から、取締役会 するための発言を行 要な発言を適宜行っ

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(なお、新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日をもってEY新日本有限責任監査法人へ名称変更しております。)

(2) 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額		12Ē	百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		19Ē	5万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査 の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会 計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。
 - 3. 上記金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(平成30年5月15日現在)

資 産 の	部	負 債 の 部
科目	金額	科 目 金額
流 動 資 産	12,872	流 動 負 債 13,963
現 金 及 び 預 金	1,594	買 掛 金 7,471
売 掛 金	1,242	短期借入金 1,150
商品	8,177	1年内返済予定の長期借入金 2,759
操延税金資産	275	リース債務 49
その他	1,640	未 払 法 人 税 等 203
貸 倒 引 当 金	△58	未払消費税等
固定資産	20,086	前 受 金 28
有形固定資産	13,804	
建物及び構築物	6,463	その他1,874固定負債10,653
	751	長期借入金 8,990
工具器具及び備品		リース債務 529
土地地	5,625	退職給付に係る負債 412
リース資産	543	資 産 除 去 債 務 398
建設仮勘定	420	そ の 他 322
無形固定資産	405	負 債 合 計 24,616
ソフトウェア	346	純 資 産 の 部
その他	59	株 主 資 本 8,366
投資その他の資産	5,876	資 本 金 1,000
投資有価証券	72	資 本 剰 余 金 2,099
敷 金 及 び 保 証 金	4,974	利 益 剰 余 金 5,573
繰 延 税 金 資 産	438	自 己 株 式 △305
その他	410	その他の包括利益累計額 △9
貸倒引当金	△18	その他有価証券評価差額金 4 為 替 換 算 調 整 勘 定 △7
操延資産	49	為 替 換 算 調 整 勘 定 △7 □ □ △5 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
割立費	25	非支配株主持分 33
	24	<u>并 文 配 林 王 持 刀 </u>
	33,008	負債純資産合計 33,008

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年 5 月16日から) 平成30年 5 月15日まで)

		科		目			金	額
売		上	_	高				78,482
売		上	原	価				59,715
	売	上	総	利		益		18,766
販	売 費	及び	一般管	理 費				17,997
	営		業	利		益		768
営)	業 外	以	益				
	受	取利	息 及	び配	当	金	22	
	古	定	資 産	受	贈	益	57	
	そ		\mathcal{O}			他	48	128
営	غ	業 外	費	用				
	支	;	払	利		息	75	
	支	払	手	数		料	2	
	開	業	費	償		却	2 18	
	そ		\mathcal{O}			他	26	122
	経	1	常	利		益		774
特		別	利	益				
	収	用	補	償		金	187	
	古	定	資 産	売	却	益	2	190
特		別	損	失				
	古		資 産	除	却	損	59	
	減		損	損		失	423	
	店	舗	閉	鎖	損	失	67	550
税					屯 利	益		414
法		税、住			事業	税	423	
法	人		等	調	整	額	△152	271
当		期	純	利		益		143
		株主に帰		当期純:	損 失 (△)		△6
親	会 社	株主に	帰属す	る当期	割純 利	益		149

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年 5 月16日から) (平成30年 5 月15日まで)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,000	2,099	5,584	△305	8,378
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△160		△160
親会社株主に帰属する当期純利益			149		149
自己株式の取得				△0	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	_	_	△11	△0	△11
当 期 末 残 高	1,000	2,099	5,573	△305	8,366

	そ (の他の包括	舌利益累計	十 額		
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配 株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	4	_	△13	△8	28	8,398
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△160
親会社株主に帰属する当期純利益						149
自己株式の取得						△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連結会計年度中の変動額(純額)	△0	△7	7	△0	4	4
連結会計年度中の変動額合計	△0	△7	7	△0	4	△6
当 期 末 残 高	4	△7	△6	△9	33	8,391

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年5月15日現在)

	資	産	の		部	負	債	0)	部
	科		目	金	額	科		目	金	額
流	動	資	産		208	流 動	負	債		64
	現金	及び	預 金		159	未 未 :	払数費	金 : 用		26 12
	繰 延	税金	資 産		6	未 払	法 人	税等		13
	そ	の	他		42	未 払 そ	消 の	税 等 他		9
固	定	資	産		8,622	負 債	合	計		64
						純	資	産	の	部
無	形	国 定 資	産		12	株 主	資	本		8,791
	商	標	権		12	資 資 本	本 剰 余	金金		1,000 7,416
投	資そ	の他の	資 産		8,610	資本	準	備金		250
	関 係	会 社	株 式		8,605	その ft 利 益	也資本			7,166 374
	繰 延	税金	資 産		4	その化	也利益東	割余金		374
繰	延	資	産		25	操越自己	利 益 乗 株	削余金 式		374 △ 0
	創	$\frac{1}{1}$	費		25		産			8,791
資	産	合	計		8,855	負 債 純	資 産	合 計		8,855

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

-(平成29年 5 月16日から (平成30年 5 月15日まで)

(単位:百万円)

		科		Ħ			金	額
営	¥	Ě	収	益				388
営	美	Ě	費	用				343
	営	業		利		益		45
営	業	外	収	益				
	そ		\mathcal{O}			他	1	1
営	業	外	費	用				
	創	<u> </u>	費	僮		却	7	7
	経	常		利		益		38
税	引	前当	期	純	利	益		38
法	人税、	住 民	税及	Z V	事 業	税	15	
法	人	税	等	調	整	額	1	16
当	ļ	朝	純	利		益		22

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年 5 月16日から) 平成30年 5 月15日まで)

	株	主	資	本
	資 本 金		資本剰余金	
	貝 平 並	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,000	250	7,166	7,416
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
事業年度中の変動額合計		_	_	_
当 期 末 残 高	1,000	250	7,166	7,416

		株主	資 本		
	利益乗	制余金			純資産合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	
	繰越利益剰余金	们無利尔亚口司			
当 期 首 残 高	518	518	_	8,935	8,935
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	△165	△165		△165	△165
当 期 純 利 益	22	22		22	22
自己株式の取得			△0	△0	△0
事業年度中の変動額合計	△143	△143	△0	△143	△143
当 期 末 残 高	374	374	△0	8,791	8,791

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年7月2日

サツドラホールディングス株式会社 取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 板垣 博靖 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松本 雄一 印 業 務 執 行 社 員 公認会計士 松本 雄一 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サッドラホールディングス株式会社の平成29年5月16日から平成30年5月15日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サツドラホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

一会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係は ない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年7月2日

サツドラホールディングス株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 板垣 博靖 印業 務 執 行 社員 公認会計士 板垣 博靖 印

指定有限責任社員 公認会計士 松本 雄一 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サツドラホールディングス株式会社の平成29年5月16日から平成30年5月15日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

―当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

一会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年5月16日から平成30年5月15日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の主要な店舗において業務及び財産の調査を行ない、事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年7月3日

サツドラホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 田村輝志 印

社外監査役 山本明彦 印

社外監查役 川上和 夫 印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまの負託に応え、将来にわたり安定的な配当を実施することを、経営の重要政策と考えております。

また、内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、新規事業への投資など将来の企業価値を高めるための投資に活用する方針であります。なお、期末配当を以下のとおりとさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき 28円 総額 132,774,936円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成30年8月10日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社及び子会社の事業の現状に即し、子会社を含めた今後の事業展開及び事業内容の多様 化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして所要の変更を行うものでありま す。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

	(下線は変更箇所を示します)
現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商 号)	(商 号)
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。	第2条 当会社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。
(1)~ (21) (条文省略)	(1)~ (21) (現行どおり)
(新 設)	(22) 知的財産権等の仲介、利用及びノウハ ウの提供
(新 設)	(23) 広告業及び広告代理業
(新 設)	(24) 旅行業及び旅行業者代理業並びに旅行 代理店業
(22) 前各号に附帯関連する一切の事業	(25) 前各号に附帯関連する一切の事業
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
第3条~第47条 (条文省略)	第3条〜第47条 (現行どおり)

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員(8名)は、本総会終結の時をもって任期が満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
1	當 世 語 活 (昭和22年10月3日生)	昭和58年4月 株式会社サッポロドラッグストアー設立 代表取締役社長 平成27年5月 同社代表取締役会長(現任) 平成28年8月 当社設立代表取締役会長(現任) 平成29年9月 VISIT MARKETING株式会社 設立代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社サッポロドラッグストアー代表取締役会長 株式会社トミーコーポレーション代表取締役社長 VISIT MARKETING株式会社代表取締役会長	117,000株
	また、事業子会社であ 28年8月からは当社化	由] 4社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な見識を有 5る株式会社サッポロドラッグストアー設立以降、同社代表取 代表取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行してい あると判断し、引き続き取締役として再任をお願いするもので	締役並びに平成 ることから、当

			I
候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
2	らず でま でき でき 「 富 山 浩 樹 (昭和51年9月5日生)	平成11年4月 株式会社ダイカ (現株式会社あらた) 入社 平成19年10月 株式会社サッポロドラッグストアー入社 平成21年10月 同社業務改革推進室長 平成22年4月 同社営業本部長 平成23年5月 同社常務取締役 平成24年5月 株式会社サッポロドラッグサポート (現C reare株式会社) 取締役 (現任) 平成25年8月 株式会社リージョナルマーケティング代表 取締役社長 (現任) ででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	117,000株
	平成23年5月から事業 月からは当社代表取網	á社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な見識を有 美子会社である株式会社サッポロドラッグストアーの取締役並で 節役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していること: 判断し、引き続き取締役として再任をお願いするものでありま	びに平成28年8 から、当社取締
3	とみ やま みつ え 富 山 光 惠 (昭和24年1月1日生)	昭和58年 4 月 株式会社サッポロドラッグストアー入社取 締役 平成14年 6 月 同社取締役副社長(現任) 平成28年 8 月 当社取締役副社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社サッポロドラッグストアー取締役副社長	38,500株
	業子会社である株式会は当社取締役としてû	∃田] - プの事業活動に関し、豊富な経験と高度な見識を有しており 社サッポロドラッグストアー設立以降、同社取締役並びに平局 き続き取締役として再任をお願いするものであります。	成28年8月から

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
4	高野徹朗 (昭和26年11月22日生)	平成18年 3 月 株式会社イーストン入社経営企画室長 平成18年 4 月 同社取締役 平成21年 4 月 株式会社サッポロドラッグストアー入社教育人事部長 平成22年 4 月 同社管理本部副本部長兼教育人事部ゼネラルマネジャー 平成23年 2 月 同社管理本部長兼教育人事部ゼネラルマネジャー 平成23年 5 月 株式会社サッポロドラッグサポート (現Creare株式会社)監査役 (現任) 平成24年 5 月 株式会社サッポロドラッグストアー常務取締役 (現任) 平成27年 2 月 同社管理本部長 (現任) 平成28年 2 月 同社コンプライアンス部ゼネラルマネジャー (現任) 平成28年 8 月 当社常務取締役兼コンプライアンス部ゼネラルマネジャー 平成29年 7 月 A I TOKYOLAB株式会社取締役 (現任) 平成29年 9 月 VISIT MARKETING株式会社監査役 (現任) 平成30年 5 月 当社常務取締役兼グループ法務部ゼネラルマネジャー (現任) 医査役 (現任) 平成30年 5 月 当社常務取締役兼グループ法務部ゼネラルマネジャー (現任) に重要な兼職の状況) 株式会社サッポロドラッグストアー常務取締役管理本部長兼コンプライアンス部ゼネラルマネジャー (アeare株式会社監査役 AITOKYOLAB株式会社取締役 VISIT MARKETING株式会社監査役	900株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な見識を有しております。平成22年 6月から事業子会社である株式会社サッポロドラッグストアーの取締役、管理部門の責任者並びに 平成28年8月からは当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当 社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として再任をお願いするものであります。			

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
5	大 [*] 和 [*] 谷 悟 (昭和34年9月13日生)	昭和62年3月 株式会社マツヒロ入社 平成7年4月 同社総務部長 平成14年9月 株式会社サッポロドラッグストアー入社 平成15年11月 同社経営企画室長 平成17年6月 同社納行役員 平成19年4月 同社開発本部長(現任) 平成21年4月 同社開発本部長(現任) 平成21年6月 同社取締役 平成24年5月 株式会社サッポロドラッグサポート(現C reare株式会社)取締役 平成24年9月 株式会社サッポロドラッグストアー店舗開発室ゼネラルマネジャー (平成26年2月名称変更により店舗開発 部ゼネラルマネジャー)(現任) 平成27年5月 同社常務取締役(現任) 平成27年5月 同社常務取締役(現任) 平成28年8月 当社常務取締役(現任) 平成29年9月 VISIT MARKETING株式会社 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社サッポロドラッグストアー常務取締役開発本部長兼店舗開発部ゼネラルマネジャー VISIT MARKETING株式会社取締役	6,600株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な見識を有しております。			
	6月から事業子会社で 平成28年8月からは	である株式会社サッポロドラッグストアーの取締役、開発部門の 当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行してい	の責任者並びに ることから、当
		あると判断し、引き続き取締役として再任をお願いするもので	

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
6	だか だ 浴浴 高 田 浴 (昭和39年1月20日生)	昭和61年4月 株式会社コクミン入社 昭和63年10月 株式会社サッポロドラッグストアー入社 平成19年6月 同社執行役員店舗運営部長(平成22年4月名称変更により店舗運営部ゼネラルマネジャー) 平成23年5月 同社取締役 平成23年12月 同社営業副本部長兼店舗運営部ゼネラルマネジャー 平成24年5月 株式会社サッポロドラッグサポート(現て reare株式会社)取締役(現任) 平成26年2月 株式会社サッポロドラッグストアー営業副本部長兼調剤運営部ゼネラルマネジャー 平成27年5月 同社常務取締役営業本部長(現任) 平成28年8月 当社常務取締役(現任) 平成29年8月 台湾札幌薬粧有限公司董事(現任)(重要な兼職の状況) 株式会社サッポロドラッグストアー常務取締役営業本部長 Creare株式会社取締役 台湾札幌薬粧有限公司董事	5,100株
	[取締役候補者とした理由] 同氏は、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な見識を有しております。平成23年 5月から事業子会社である株式会社サッポロドラッグストアーの取締役、営業部門の責任者並びに 平成28年8月からは当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当		
		自任取締役として企業経営に促事し、職務を週切に遂付してい あると判断し、引き続き取締役として再任をお願いするもので	

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
7	流 袋 散 協 遠 藤 良 治 (昭和23年3月21日生)	昭和46年 4 月 株式会社西武百貨店入社 平成 3 年 9 月 同社関連事業部付部長 平成 8 年 8 月 株式会社ロフト取締役 平成14年 3 月 同社取締役常務執行役員 平成20年 3 月 同社代表取締役常務執行役員 平成20年 5 月 同社代表取締役社長執行役員社長 平成25年 9 月 同社顧問 平成26年 5 月 株式会社サッポロドラッグストアー社外取締役 平成27年 6 月 株式会社サガミチェーン社外取締役 (現任) 平成28年 8 月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社サガミチェーン社外取締役	1,900株
	[社外取締役候補者とした理由] 同氏は、他社における企業経営者及び社外取締役としての豊富な経験と見識を有しております。 平成26年5月から事業子会社である株式会社サッポロドラッグストアー、平成28年8月からは当社の社外取締役として独立性をもって経営に参画いただいております。 同氏の経験等を生かし、引き続き、当社の経営全般に有効な助言をいただくことにより、当社の意思決定の健全性・透明性の向上及びコーポレート・ガバナンスの強化などに生かしたく、社外取締役として再任をお願いするものであります。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。		
8	世 関 根 純 (昭和22年6月1日生)	昭和45年4月 株式会社伊勢丹(現 株式会社三越伊勢丹) 入社 平成12年6月 同社取締役 平成14年4月 同社常務執行役員営業本部本店長 平成17年11月 同社執行役員 株式会社丸井今井専務執行役員 平成21年8月 株式会社丸井今井(現株式会社札幌丸井 三越) 代表取締役社長執行役員 平成23年5月 スターバックスコーヒージャパン株式会社 顧問 平成23年6月 同社代表取締役最高経営責任者(CEO) 平成29年8月 当社社外取締役(現任)	200株
	[社外取締役候補者とした理由] 同氏は、他社における企業経営者としての豊富な経験と見識を有しております。平成29年8月から当社の社外取締役として独立性をもって経営に参画いただいております。同氏の経験等を生かし、引き続き当社の経営全般に有効な助言をいただくことにより、当社の意思決定の健全性・透明性の向上及びコーポレート・ガバナンスの強化などに生かしたく、社外取締役として再任をお願いするものであります。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。		

- (注) 1. 取締役候補者富山睦浩氏は、株式会社トミーコーポレーションの代表取締役社長であり、当社事業子会社である株式会社サッポロドラッグストアーとの間で店舗の不動産及び設備の賃借取引があります。
 - 2. 取締役候補者富山浩樹氏は、当社事業子会社である株式会社リージョナルマーケティングの代表取締役社長を兼務しており、当社と同社の間には、WeChatPay一部加盟店の同社債務について、当社が連帯保証を行う等の取引があります。また、当社事業子会社である株式会社サッポロドラッグストアーの代表取締役社長を兼務しており、同社と株式会社リージョナルマーケティングの両社においてポイントカードに係る事業の請負取引があります。同氏は当社事業子会社であるGRIT WORKS株式会社及びAI TOKYO LAB株式会社の代表取締役会長を兼務しており、当社とAI TOKYO LAB株式会社ならびにGRIT WORKS株式会社のそれぞれとの間において、限度額内での金銭貸付契約を締結しております。
 - 3. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 4. 遠藤良治氏及び関根純氏は、社外取締役候補者であります。当社は遠藤良治氏及び関根純氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の規則に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。また、遠藤良治氏及び関根純氏が再任された場合には同様に東京証券取引所及び札幌証券取引所の規則に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に引き続き指定する予定であります。
 - 5. 遠藤良治氏は株式会社サガミチェーンの社外取締役を兼職しておりますが、当社と同社との間における取引等特別な関係はありません。
 - 6. 当社は遠藤良治氏及び関根純氏との間において、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令が定める額を責任の限度額として限定する旨の責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で本契約を継続する予定であります。

第4号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条ならびに第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役(社外取締役を除く。)、当社及び当社子会社の従業員に対し、税制適格ストック・オプションとして発行すること、及び新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、ご了承をお願いするものであります。なお、第3号議案が原案通り承認されますと、社外取締役を除く当社取締役は6名となります。

- 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由 当社及び当社子会社の取締役、従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、 優秀な人材を確保することを目的として、当社及び当社子会社の取締役(社外取締役を除く。)、従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。
- 2. 新株予約権の割当てを受ける者 当社及び当社子会社の取締役(社外取締役を除く。)、従業員

3. 新株予約権の内容

(1)新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式20,000株を上限とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、本総会決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる株式数の調整を行うものとする。

(2)新株予約権の数

200個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、前項(1)定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3)新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)とする。ただし、本新株予約権割当日の後、下記の各事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整するものとする。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

① 当社が普通株式の分割または併合を行う場合

② 当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合

なお、上記の算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。さらに、行使価額調整式中の募集株式発行前の時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

③ 当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする やむを得ない事由が生じた場合資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、 合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日より2年を経過した日を始期として、割当日より10年を経過する日までとする。

(6)新株予約権の行使条件

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

- ② 新株予約権者が権利行使期間前から休職しておらず、かつ新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人が死亡して再び相続が生じた場合の相続人には権利行使を認めない。
- ③ その他の権利行使条件については、当社と新株予約権者の割当を受ける者との間で締結する契約に定める。
- (7)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社 計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、 計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金は、上記の資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8)本新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。

(9)新株予約権の取得事由

- ① 当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、または当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認)がなされ、かつ、当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- ② 本新株予約権の割当てを受けた者が上記(6)の条件に該当しなくなった場合,当社は新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(10)組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が消滅会社となる合併に限る。)、吸収分割もしくは新設分割、株式交換または株式移転(以下を総称して「組織再編行為」という。)をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第 236 条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日(新設型再編においては設立登記申請日。以下、同じ。)の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、当該本新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ 交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である株式の種類及び数または算定方法 組織再編行為の効力発生日の前日における本件新株予約権の目的である株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、上記(2)に準じて調整する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法 組織再編行為の効力発生日の前日における本件新株予約権の出資金額に、必要な調整を行った額とし、上記(4)に準じて調整する。
- ④ 新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち いずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとす る。
- ⑤ 新株予約権の行使の条件 上記(6)に準じて決定する。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記(7)に準じて決定するものとする。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会(再編 対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)の承認を要するものと する。
- ⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由 上記(9)に準じて決定する。
- (11)行使時に交付すべき株式数の1株に満たない端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

(12)その他の内容

新株予約権の発行に関するその他の内容については、別途開催される取締役会決議において定める。

4. 取締役の報酬等に関する事項

当社取締役(社外取締役を除く。以下本項において同じ。)に上記ストック・オプションを報酬等として付与する理由は1.に記載のとおりである。上記ストック・オプションとして発行する新株予約権のうち、当社取締役に付与する新株予約権は80個を上限とする。なお、当社取締役の報酬等として付与する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じることにより算定するものとする。新株予約権1個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとする。また、本議案は、平成29年8月9日開催の第1回定時株主総会において承認された報酬額とは別枠で、当社取締役に対する報酬等として新株予約権を付与する。

以上

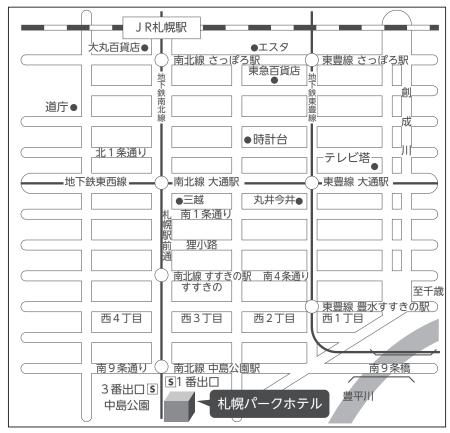
〈 ×	Ŧ	欄〉		
-				

株主総会会場ご案内図

会場:札幌市中央区南十条西三丁目1番1号

札幌パークホテル 3階 「パークホール」

TEL. 011 (511) 3131 (代)



[交诵機関]

■ J R 「札幌駅」タクシー約15分

■地下鉄南北線「中島公園駅| 1番・3番各出口徒歩約1分

(当日は駐車場の混雑が想定されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。)

*受付開始時刻は午前9時を予定しております。



見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを